

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年3月29日認可した。

平成22年4月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）山下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修）青岡地区